

児童および扶養義務者以外の同居者

氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
	年 月 日				
	年 月 日				

現況届の「児童氏名」、「扶養義務者」、「上記以外の同居の家族」を確認のうえ記入

生計維持の方法に関する調書

住居	イ. 持ち家・実家 所有者 氏名 : _____ 続柄 : _____	イ.またはロ.いずれかに○ 続柄：本人、前夫・前妻、 父・母 など
	ロ. 賃貸住宅 (公営・公団・社宅) 契約者 氏名 : _____ 続柄 : _____	
就労状況	イ. 就 労 中 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 月額 (手取) _____ 円	イ.ロ.ハ.のいずれかに○ イ.就労中：いつ就労開始したか、 大体の手取金額を記入
	ロ. 就 労 不 可 理 由 : _____	
	ハ. 離 職 平成 _____ 年 _____ 月頃 離職	
その他	イ. 貯金取崩し 月額 : _____ 円	就労収入以外で生活を支えている 手段があればご記入ください (就労収入のみで生活している 方は記入不要)
	ロ. 生活保護 月額 : _____ 円	
別居親族	ハ. 仕送りなどの経済的援助 (養育費を除く) 月額 : _____ 円 氏名 : _____ 続柄 : _____	同居していない親族について 記入
	ニ. その他 内訳 : _____ 月額 : _____ 円	
備考	氏名 : _____ 続柄 : _____ 住所 : _____	

受給者及び児童の加入している保険証について ※()内は被保険者を記入

受給者	国保 社保() その他()	児童	国保 社保()
-----	-----------------	----	----------

社保の場合は保険者を記入
生活保護受給中の場合 = その他
(生保)と記入

16歳以上19歳未満(H16.1.2~H19.1.1生)の控除対象扶養親族に関する申立書

	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所	チェック
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		

該当の生年月日の児童がいる場合のみ記入

上記届出内容に相違ありません。

送付日と受給者氏名を記入

年 月 日

氏 名

養育費等に関する申告書

○ 前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、下記の記入要領に従って記入して下さい。

区 分	受取人	養育費の額	受取状況
	母又は父・児童	記入した金額により 手当金額が変わる可 能性のある大事な欄 です。提出後の訂正 は不可ですので正確 にご記入ください	受取状況：振込or手渡し、 ○万円× ヶ月 等を記入
	母又は父・児童		
合 計	母又は父	円	0 円の場合も合計欄へ 母又は父：0 円 児童：0 円 と記入
	児童	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

送付日と受給者氏名を記入

氏 名

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

- ・前夫(児童扶養手当の支給対象となっている児童の父。以下同じ。)又は前妻(児童扶養手当の支給対象となっている児童の母。以下同じ。)から前年(1月から12月までの1年をいいます。ただし、1月から9月までの間に請求する場合には、前々年をいいます。)に、受給者(母若しくは父)又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入して下さい。
- ・養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。
- ・養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定請求書または現況届の欄に記載して下さい。
- ・養育費として含まれるのは、具体的には次のとおりです。

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母が払ったものであること。
- ② 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、受け取った者が母親又は児童(母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、受け取った者が父親又は児童(父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
- ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)であること。
- ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払い方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に係りのある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合
- ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」「財産分与」として支払われる場合

(注) 1 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童の認知をしており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

◎養育費かどうかわからない場合は、市役所の担当者にお尋ね下さい。

・前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入して下さい。また、区分欄には区別できるよう前夫又は前妻の名前等を記入して下さい。前夫又は前妻が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。

・受取状況欄には、次の例に従って記入して下さい。

例1 毎月5万円で12か月間受け取っている場合は、「月々5万円、12か月分」と記入

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合は、「年3回、1万円、3万円、5万円」と記入

例3 年に1回、4月に受け取っている場合は、「年1回、4月」と記入